

「北谷町医療的ケア児非常用電源装置購入費助成事業」のご案内

令和7年度より、医療的ケア児が災害時に生命維持に必要な非常用電源装置を確保することで、在宅支援の充実を図り、福祉の増進に資することを目的として、「北谷町医療的ケア児非常用電源装置購入費助成事業」を始めました。

1 助成対象者

以下の条件を全て満たす医療的ケア児の保護者が助成の対象となります。

- (1) 18歳未満の方または18歳以上で高等学校等に在籍する方
- (2) 北谷町内に住所があること（医療機関等に入院中の方や障害者施設等に入所中の方は除きます。）
- (3) 次の①～⑤いずれかの電気式医療機器を日常的に使用している方

- ①人工呼吸器
- ②酸素濃縮器
- ③電気式吸入器（ネブライザー）
- ④電気式たん吸引器（サクション）
- ⑤その他生命及び身体機能の維持に必要な電気式医療機器

- (4) 個別避難計画を作成されていること ※

※個別避難計画とは、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者一人ひとりの状況に合わせて、災害時に「誰が支援して」、「どこに避難するか」、「避難するときどのような配慮が必要になるか」などを記載した個別の避難行動計画のことです。



2 助成対象用品

種 目	性 能 要 件
ポータブル蓄電池	1 医療的ケア児又は介助者が容易に使用及び運搬可能な蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置のうち、定格出力が300W以上のもの（擬似正弦波（矩形波及び補正正弦波を含む。）の製品を除く。） 2 海外製品である場合は、日本語の取扱説明書があるもの

3 助成金額

購入費用または基準価格（88,000円）のいずれか少ない額の9割助成。ただし、生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯の場合は10割助成。

4 助成回数

医療的ケア児1人につき5年に1回

5 助成対象経費

非常用電源装置の購入に要する費用が対象となります。ただし、購入に伴う交通費、郵送費、点検・整備費、文書作成手数料等は対象外です。

6 申請受付期限

令和8年3月31日まで

7 申請書類

- (1) 北谷町医療的ケア児非常用電源装置購入費助成金交付申請書
- (2) 販売業者が作成した見積書
- (3) 非常用電源装置の性能要件等が確認できる資料
- (4) 人工呼吸器等使用証明書
- (5) 個別避難計画の写し（町で個別避難計画の作成が確認できる場合を除く。）



8 申請先

北谷町役場1階 福祉課 障害福祉係

9 注意事項

助成金の交付決定前に購入した電源装置は助成の対象外です。

お問い合わせ 福祉課 障害福祉係 ☎ 936-1234(内線2121)